

將軍の言葉に見る格式

——寛政四〇七年「御意之振」の紹介・分析を中心にして——

深井雅海

はじめに

一 日光門跡・御三家に対する言葉

(一) 日光門跡

(二) 御三家

二 老中など大名役に対する言葉

(一) 役職の任免

(二) 遠国出張・赴任などの任命

三 大名に対する言葉

(一) 大廊下席

(二) 溜之間詰

(三) 大広間席、その他の殿席

四 幕臣に対する言葉

(一) 役職任命

(二) 遠国派遣・帰謁

おわりに

江戸時代は、格式社会である。将軍に御目見えする際にも、身分に応じ、起居振舞・座席の位置など、さまざまな格式が設けられていた。これらは御目見えする側の格式であるが、将軍自身も相手に応じ、起居振舞を変えていた。たとえば、尾張・紀伊・水戸の御三家に対しては、褥も敷かず、揚畳も用いず、刀も刀掛けに掛けないで応対した。しかも、こうした目に見える格式のみならず、将軍が発する言葉にも格式が設けてあつたのである。

僧侶から還俗し、二七歳で加賀金沢一〇二万石余の藩主となつた前田時次郎(治脩)は、明和八年(一七七一)四月二三日、一〇代将軍家治の御前に召されて、前藩主の隠居と自身の家督相続を許されたが、そのとき前藩主重教の名代として同行した常陸府中藩主松平頼済から、将軍への御目見え後につぎのような言葉をかけられている。

上意ハ少シニ而も末代ニも相残リ重キ事ニ候、扱く只今之様成長キ
上意ハ、拙者初而致拝聴候、御家柄格別之儀と存候。⁽¹⁾
すなわち頼済は、「将軍のお言葉は、少しであつても末代まで残る重き
ことである。ただ今のような長いお言葉は、自分などは初めて拝聴する。
あなたの家柄は格別のことと思う」と感心しているのである。

では、将軍家治が発した言葉を示してみよう。

加賀守(重教)願之通隠居、時次郎治脩へ家督無相違申付ル

加賀守領國広キコトナレハ、政務無油断相心得候様

加賀守年若ニて隠居之儀、とくと保養可仕候⁽²⁾

長いといつてもこれだけである。これだけの言葉を将軍が発しただけで
も、松平頼済は、「あなたの家柄は格別のことと思う」と感心しているの
である。将軍の言葉がいかに重いかを、よく表しているといえよう。それ
とともに、頼済が前田時次郎に話したことは、将軍が対面する大名の格式
に応じて、言葉を使いわけていたことを示している。

では、将軍は対面する相手の格式に応じて、どのように言葉遣いを変え
ていたのであらうか。本稿では、寛政四~七年(一七九二~九五)の「御意
之振」⁽³⁾により、一代将軍徳川家斉が行事の際に発した言葉からみてみよ
う。

一 日光門跡・御三家に対する言葉

幕府の関係者のなかで、最も格式が高いのは、日光門跡と尾張・紀伊・
水戸の三徳川家である。まず、両者に対する将軍の言葉からみてみよう。

(二) 日光門跡

日光門跡は、周知のごとく、日光東照宮の別当寺たる輪王寺と江戸寛永
寺の住持を兼帶する法親王であり、輪王寺宮と称された。平素は寛永寺の
本坊に住し、毎年四、九、一二月に日光山に登つて祭礼に臨み、寺務を決
裁していた。寛政四~七年当時の門跡は、伏見宮邦頼親王の皇子で、後桃
園天皇の養子となつた公澄法親王である。⁽⁴⁾

この日光門跡は、毎年二月一日江戸城本丸御殿に登り、白書院において
將軍へ年始のあいさつを行つた。寛政四年二月一日条をみよう。

【史料二】

御白書院

(中略)

日光御門跡

右披露、御右之方着座、進物引之、御取合申上

○御堅固に御ほつ年目出たふ存る

御挨拶有之而退去

○御下段迄御送り

右相済、御褥・御刀掛出ス、(以下略)

対面が終つて襷と刀掛が出されていることから、将軍はそれらを用いな
いで日光門跡に応対したことがわかる。また、「御右之方着座」とあるの
で、将軍と日光門跡は白書院上段之間で、左右に並んで対面していたも
のと思われる。しかも、「目出たふ存る」と敬語が使われ、将軍は下段之
間まで立つて見送つてゐる。日光門跡は、将軍とほぼ同格の扱いをうけた

といえよう。なお、寛政五年二月一八日条に見える年始のあいさつによる
と、「所勞もこゝろよふあられて」という言葉も添えられている。

(二) 御三家

つぎに、日光門跡が寛政四年九月三日に日光山へ登るときと、一〇月八

日に帰った際の対面の状況をみよう。

【史料二】

御座間

日光御門跡

御黒書院

進物出候而被出座

尾張宰相殿

○道中御堅固に
御左之方被着座、御取合申上

御挨拶有之
御下段迄御送り

【史料三】

御座間

日光御門跡

右被出座、御敷居之内ニ而御礼、御刀被差上旨御年寄共言上、御
下段御右之方ニ被着座、献上之御刀引候而家督之御礼御取合申上

○御無事に御帰寺て、重畳に存ル
○先達而ハ御くろふに
御挨拶有之

○御下段迄御送り

復座、御礼御取合申上

○万事政務ニ念を入れる、様ニ

御取合申上被退座

紀伊中将殿

対面する部屋が「奥」の御座之間である点を除けば、上段之間での「対
顔」、敬語の使用、下段之間までの見送りなど、将軍の日光門跡に対する
待遇は変わらない。すなわち、これが、将軍が日光門跡に對面する際の格
式といえよう。

右被出席御年寄共披露、御右之方被着座御取合申上

まず、御三家の家督相続に関する將軍の言葉をみてみよう。宝暦一年
(一七六一) 八月一九日、尾張九代藩主徳川宗睦が、一〇代將軍家治からか
けられた言葉はつぎのとおりである。⁽⁵⁾

御取合申上被退去

という言葉は、付家老が御三家の家政に責任を負っていることを表しているといえよう。

〔松平中務大輔
松平掃部頭
松平弾正大弼〕

ついで、参府・暇の際の将軍の言葉をみよう。【史料五】は、紀伊治宝が寛政六年三月十五日和歌山への暇を賜つたとき、【史料六】は翌寛政七年三月一八日江戸へ参府したときの将軍の言葉を示す。

【史料五】

三月十五日 御座間

披露 成瀬隼人正

(中 略)

御暇

披露 紀伊中納言殿

御下段 御左之方被着座、御暇被

仰出、若君様よりも以

上 使御樽・肴被遣、且御饗応 御対顔之御礼御取合申上

○ゆる／＼休息あらるゝやうに

○目出たふ盃を

御盃

御吸物

中納言殿へも吸物出

御挾肴

御捨土器

御前江被 召上、中納言殿江被遣頂戴之

御肴□□御返盃、御吸物等引之、御礼御取合申上

○鷹・馬を

御礼御取合申上

○太貞へも宜う心得て
注意すべきは、このとき、他の御三家と尾張家一族・付家老なども将軍に謁見していることである。すなわち、紀伊宗将・水戸宗翰両名は「煩」⁽⁷⁾のため欠席しているが、紀伊家世子の重倫、それに尾張家一族の松平義敏・松平勝長・松平勝当の三名は、将軍から「目出たい義で」、「めでたい」などと声をかけられており、御三家の家督相続が三家・一族全員で祝うべき事柄であることを示す。また、成瀬隼人正に対する「別而念を入い」

三月十八日 御座間

参府

紀伊中納言殿

披露、被退座、進物引之、重而被出座御下段御敷居之内被着

座、御取合申上

○堅固に見へられて重畳な ○のしを

御熨斗鮑持出之

御前へ備

御手自被遣之

復座、御札御取合申上

○太真にも堅固にあらるゝか
御札御取合申上被退去

尾張大納言殿

水戸宰相殿

水戸少将殿

右順々披露、被出席

○それへ

御下段御敷居之内被着座、紀伊殿參府之御札被申上候付、御札

御取合申上

○中納言にも堅固にミへられて重畳な

御取合申上被退去

松平左近將監

松平左京大夫

○それへ

少々上の方へ被進候て

御取合申上退去

右出座、御札御取合申上
○中納言にも堅固に見へられて

紀伊家の暇・参府とも、「奥」の御座之間で行事が行われ、下段之間で將軍に謁見している。暇のときは、盃・吸物・挾肴が出されて、鷹と馬を下賜されている。「宜う心得て」と声がかかつた「太真」は、八代藩主重倫の隠居、剃髪後の名前である。一方、参府の際は、将軍自ら熨斗鮑を渡し、尾張宗睦・水戸治保・水戸治紀（水戸家世子）など他の御三家や松平頼興・松平頼謙など紀伊家一族も謁見し、「中納言（治室）」にも堅固にミへられて重畳な」という言葉がかけられている。参府が共に祝うべき事柄であつたことがわかる。また、暇・参府とも敬語が使われていることは同じである。

つづいて、水戸治保が寛政七年二月一日、中納言に昇進したときの状況をみよう。

【史料七】

十二月十一日 御座間

水戸宰相殿

右被出座披露

○御会釀

御下段着座

○嚴寒之節無事にあられて

御取合申上

○被任中納言やうに

御取合申上退去

御三家の官職任命は御座之間で行われ、将軍自ら任じていたことがわかる。

総じて、御三家に対する処遇としては、家督相続は老中派遣により行われること、その御礼は黒書院で行われるもの、暇・参府御礼、官職任命などについては、「奥」の御座之間で挙行されたこと、しかも、いずれの場合も、下段之間で将軍に謁見していたこと、などがあげられる。ことに、日光門跡と同じく「対顔」という用語と敬語が使われていることは、御三家が徳川一門のなかでも特別な存在であることを示しているといえよう。

二 老中など大名役に対する言葉

大名が就任する役職は、非常置の大老と側用人、及び伏見奉行・大番頭などの旗本役を除けば、老中・京都所司代・大坂城代・若年寄・奏者番・寺社奉行・大坂定番の七つである。格式としては、通常、老中と京都所司代は侍従、大坂城代は四品(從四位下)、若年寄以下は諸大夫である。こうした官位による格式が、将軍の言葉にどのように反映されていたのか、みていきたい。

(一) 役職の任免

【史料九】

一月廿九日 御座間

【史料九】

鳥居丹波^守

於御次間御役御免申渡、出座、御礼御取合申上

○さしとめもいたすふる、かへつて難儀ニあらふと存る、年久敷勤太儀ニ付道具を

御手自被下候御積ニ候處、歩行不自由ニ付、心得ヲ以和泉守取渡之、御礼御取合申上

○心らくに保養いたすやうに

七月廿三日 御座間

【史料八】

同^(三月一日)日御座間
(中略)

披露 太田備中守

○それへ 御敷居際迄出

○加判の列に云付る

御請申上

○いく久しう勤るやうに

まず、役職免の際の将軍の言葉からみよう。【史料八】は寛政五年三

○それへ 御敷居際迄出

披露 松平越中守

月一日条の太田資愛老中任命、【史料九】は同年二月二九日条の鳥居忠意老中免職、【史料一〇】は同年七月二三日条の松平定信将軍補佐・老中免職のときの状況を示す。

○兼々内願之通、補佐を差ゆるし、溜詰に云付る、少将に云付る、ね

んらい莫太の勤功満足する、已後代々の内、溜詰の家格に云付る

太田資愛・松平定信とも、將軍から「それへ」と声がかかつた際、御座

之間下段之間の敷居際までしか出ていないので、老中は、御三家とは異な

り、下段之間へ入れなかつたことがわかる。また、安藤信政が同年八月

二四日老中に任命されたとき、將軍は「いく久しう勤る様に」と述べてい

るので、【史料八】の太田資愛のときと同じく、その言葉を添えることが

慣例になつてゐたといえよう。免職の場合、鳥居忠意のときは「次間」(二

之間)で老中から申し渡されたあと、將軍に謁見して言葉をかけられてい

るが、松平定信は將軍から直接「補佐を差ゆる」され、少将と代々溜詰の

家格に任命されている。正に異例であった。

ついで、堀田正順が寛政四年八月二七日京都所司代に、牧野忠精が翌八月二八日大坂城代に任じられた際の状況をみよう。【史料一二】は、同年八月二八日条の記事である。

【史料一二】

御座間

披露 伊豆守

○それへ

御下段御敷居際迄罷出

○(所司)代引渡しに上京する様に

御請申上

○太儀ながら勤るやうに

披露 牧野備前守

御下段御敷居際迄罷出

○堀田相模守跡の大坂の城代に云付る、四品に云付る
○方事心付て勤るやうに
御請申上

今度堀田相模守以奉書所司代被 仰付候、右引渡之儀、今日伊豆守へ被 仰付之、近例御留相見へかね候付、越中守へも承候上、右之 御意振に相極り候、(以下略)

大坂城代堀田正順は現地に赴任していたため、所司代の任命は奉書で行わることになり、その引渡しには、老中松平信明が命じられた。つづいて、寺社奉行牧野忠精が大坂城代に任命された。そのとき牧野は、老中と同じく御座之間下段之間敷居際まで進み、大坂城代と四品に命じられたあと、「万事心付て勤るやうに」という言葉をかけられている。老中任命の際の「いく久しう勤るやうに」という言葉と異なることに注意しておきたい。

さらに注目すべきは、「近例御留相見へかね候付、越中守へも承候上、右之 御意振に相極り候」と記されていることである。このことは、將軍が儀式・行事のとき話す言葉は、前例により決められていたこと、そのため「留」が見あたらぬときは松平定信など老中と相談のうえ決められていたことを示す。つまり、將軍は相手の格式に応じて話す言葉を決められていたといえよう。

つぎに、諸大夫役に対する言葉をみよう。【史料一二】は寛政五年八月二五日条、【史料一三】は同年九月二四日条、【史料一四】は寛政七年四月一四日条、【史料一五】は同年一二月八日条に見える、若年寄・寺社奉行・大坂定番・奏者番任命に関する記事である。

○それへ

【史料一二】

八月廿五日 御座間

披露 立花出雲守

松平周防守
本庄甲斐守

○それへ

(御敷居際迄罷出ル欠カ)

○井伊兵部、其外之通ニ勤る様に

御請申上

○云談して念を入れて勤い

【史料一三】

九月廿四日 御座間

披露 青山下野守

○それへ

(御敷居際迄罷出ル欠カ)

○立花出雲守跡の寺社奉行兼役(ケン)に云付る

御請申上

○云談して念を入れて勤い

【史料一四】

四月十四日 御座間

披露 安部攝津守

○それへ

(御敷居際迄罷出ル欠カ)

○永井信濃守跡の大坂定番に云付る

御請申上

○云談して念を入れて勤い

【史料一五】

十二月八日 御座間

壱人ツ、披露

御敷居際迄罷出ル

○それへ

○いつれも奏者番に云付る
御請申上○云□□^(詰レ)て念を入れて勤い

【史料一二】に見える奏者番兼寺社奉行の立花種周は、八月二五日に御

座之間で若年寄に任命された。しかし、將軍が発した言葉に若年寄の職名はなく、將軍は「(個人名)其外之通ニ勤る様に」と述べている。今回検討した「御意之振」のなかには、他に若年寄任命の記事がみえないため、右の言い方が慣例化されていたかどうかは不明である。当時の若年寄は、井伊直朗・京極高久・堀田正敦の三名であった。

立花の前職の寺社奉行に就任したのが、奏者番の青山忠裕である。【史料一三】の將軍の言葉「寺社奉行兼役に云付る」にも、寺社奉行が奏者番の加役であることが示されている。【史料一三】と【史料一四】を比べれば、諸大夫役の場合、「——(前任者名)跡の——(職名)に云付る」という言い方が一般的であったことがわかる。複数任命されるときは、【史料一五】に見えるとおり、「いつれも(職名)に言付る」となる。

全体的にみると、大名の諸大夫役も、【史料一五】に見えるとおり、将军から「それへ」と声がかかった際、老中などと同じく、下段之間の敷居

【史料一二】

九月廿四日 御座間

披露 青山下野守

○それへ

(御敷居際迄罷出ル欠カ)

○立花出雲守跡の寺社奉行兼役(ケン)に云付る

御請申上

○云談して念を入れて勤い

【史料一三】

四月十四日 御座間

披露 安部攝津守

○それへ

(御敷居際迄罷出ル欠カ)

○永井信濃守跡の大坂定番に云付る

御請申上

○云談して念を入れて勤い

際まで出ることを許されていたものと思われる。しかし、將軍の最後の言葉は、いざれも「云談して念を入れ勤い」であり、この言葉に老中や京都所司代・大坂城代との格の違いが見受けられる。

(二) 遠国出張・赴任などの任命

○羽織を
御手自被下之頂戴、御札、御取合申上、退去
○それへ
少し進ム
○大坂へ之いとまをやる、道具を
御年寄共御道具相渡、頂戴之、御次江退座、
拝領物申渡、重而出座、御道具并拝領物之
御札、御取合申上

老中・京都所司代・大坂城代が、遠国へ出張・赴任するときの状況をみよう。【史料一六】は寛政四年一〇月一日条、【史料一七】は寛政七年四月二八日条の記事である。

【史料一六】

十月朔日

御座間

披露 伊 豆 守

○□れへ

少し進ム

○京都へのいとまをやる

御請申上

○是へ

御次へ退、無刀ニ成、御上段へ罷出

○禁裏・仙洞・女院へ之口上、宜し心得て申やうに

退座、御次ニ而拝領物申渡、重而出座、御札

御取合申上

○これへ

御次へ退、無刀ニ成、直ニ御上段へ出ル

将军の言葉に見る格式

【史料一七】

四月廿八日

御座間

(中 略)

御上段へ上ル

御手自被下之、頂戴、御縁嬢ニ而御取合

〔申上〕

○判物を

御取合之上退座、道具置之、重而出座、
御下段中程迄無刀ニ而出ル

御札、御取合申上

御取合之上退去

○万事念を入れて云付るやうに

披露 堀田相模守

○それへ

御下段御敷居際迄罷出

○京都への暇をやる、道具を

披露 牧野備前守

老中取渡、頂戴之、御次江持退

此節御次ニ而拝領物申渡、刀帶重而出座、御道具・拝領物御
札、御取合申上

○馬を

御礼御取合申上退去

すでに【史料一一】でみたように、老中松平信明は、京都所司代交代の件を知らせるため京都への出張を命じられ、牧野忠精は大坂城代に任命された。【史料一六】は、両者が実際に現地へ出張・赴任するときの将軍の言葉を示す。また【史料一七】は、京都所司代堀田正順が任地へ赴くときの将軍の言葉を表す。老中と京都所司代・大坂城代に対する言葉を比較してみると、老中への「——へのいとまをやる」に対し、所司代・城代には同じ文言を述べたのち、「道具を」という言葉を付け加えている。そして「道具」＝刀は、老中から渡している。一方、老中に対しては、「羽織を」と述べて、上段之間で将軍自ら手渡した。つまり、下賜品の渡し方に格の相違がみられる。ただし、「判物」については、将軍自ら大坂城代の牧野に渡しているので、この点は注意を要する。

右にみたような老中に対する下賜品の渡し方は、当時の老中首座兼将軍補佐役の松平定信の場合も同じである。寛政五年三月一三日条をみよう。

【史料一八】

三月十三日 御座間

披露 松平越中守

○勝手方永々の心付尤の事じや、追々そなへも充実に、かれこれ骨折
太儀じや、それに付此品を、常に用るやうに

○それへ

御敷居際迄出ル

○海辺見分の暇をやる
御次へ下り脇差取之、御上段へ上ル、御手自被下
拝領物御礼御取合申上

○是へ

御次へ下り脇差取之、御上段へ上ル、御手自被下

○羽織を

頂戴之、御縁頬ニ而御礼御取合申上ル時

○無事に旅行するやうに

退去

【史料一六】の松平信明のときと比べてみると、「羽織を」という言葉とともに、将軍が上段之間で手渡している点は同じである。しかし、縁頬で御礼の取り合わせが行われた際、「無事に旅行するやうに」という一言が付け加えられたことは異なる。

さらに、定信が寛政四年八月三〇日、将軍補佐役と勝手掛の辞任を願い出たとき、将軍の居間である御休息之間で謁見を許されて、「其まゝ勤よとの特旨」（『続徳川実紀』の同日条）をうけた。同日の「御意之振」をみよう。

【史料一九】

八月晦日 御休息ニ而

御紋付御鞍覆

同 御鞍鑑

越 中 守

○勝手方永々の心付尤の事じや、追々そなへも充実に、かれこれ骨折
そのとき、定信は将軍使用の鞍覆と鞍鑑を下賜されて、「常に用るやうに」との言葉まで賜つたのである。正に、特別な扱いをうけたといえよ

三 大名に対する言葉

大名の家格の基本は、殿席と官位である。⁽⁸⁾ この点は、当時刊行された『武鑑』をみれば明らかである。たとえば、本稿で対象とする寛政六年の「袖珍武鑑」(須原屋板、以下「武鑑」と略す)をみると、各大名の右側に、官位と殿席が記載されている。ではこれらの格式は、家督相続や参勤・暇などのとき将軍の言葉にどのように反映されていたのであろうか。具体的にみてみよう。

(一) 大廊下席

「武鑑」に見える当時の大廊下席は、加賀金沢藩主松平氏(前田、一〇二万二七〇〇石)・薩摩鹿児島藩主松平氏(島津、七七万八〇〇石)・越前福井藩主松平氏(三〇万石)・上野矢田藩主松平氏(一万石、定府)の四家である。このうち最も家格が高いのは、御三家に次ぐ格式といわれる前田氏である。

寛政五年四月一日条の暇、寛政六年五月一五日条の参勤の状況をみよう。

【史料二〇】

四月朔日

御座間

御暇 上使

將軍の言葉に見る格式

○それへ

御下段御敷居之内着座、御取合申上

○ゆる／＼休息するやうに ○のしを

御熨斗砲

御前江備之、御手自被下之、帰座、御礼申上

○鷹・馬を

御取合申上退去

【史料二一】

五月十五日 御座間

参勤

松平加賀守

右出座、御太刀目録年寄披露、御敷居外ニ而御礼之上退座、進物引之、重而出座

○それへ

御下段着座、御礼御取合申上

○息災そふに見へて一段な ○のしを

御熨斗砲御小性持出之

御前へ備、御手自被下之、帰座、御礼申上退去

右の史料によると、前田氏は暇・参勤とも「奥」の御座之間で将軍に謁見している。そして、将軍の「それへ」という言葉により、下段之間に着座している。当時の藩主治脩の官位は宰相(參議)である。治脩は、「はじめに」で紹介した家督相続のとき、無位無官の身でありながら下段之間に入つて御目見えしているので、下段之間に入れるのは前田氏の家格と思わ

れる。ついで將軍は、暇のときは「ゆる／＼休息するやうに」、参勤の際

は「息災そふに身へて一段な」という言葉を述べたのち、熨斗鮑を手ずから渡している。また、暇のときは鷹と馬を下賜したのである。

なお、寛政四年四月一日条にみえる参勤では、前田氏は「表」の黒書院で謁見し、將軍からかけられる言葉は寛政六年の場合と同じであるもの、熨斗鮑は下賜されていない。理由は不明であるが、参勤の場合、謁見する場所が二ヵ所あつたことがわかる。

他の大廊下席、薩摩の島津氏は前藩主重豪のとき、天明四年（一七八四）九月一五日に大廊下席となつた。⁽¹⁰⁾ これは、重豪の娘茂姫が將軍世子家斉の婚約者（御縁者）であつたからである。しかし島津氏は、参勤のときは白書院、暇のときは黒書院で謁見し、將軍からかけられる言葉も、大広間の国持大名と同じである。この点は、越前の松平氏についても変わらない。

（二）溜之間詰

「武鑑」に見える溜之間詰大名は、近江彦根藩主井伊氏（三五万石）・奥州会津藩主松平氏（三三万石）・讃岐高松藩主松平氏（一二万石）・伊予松山藩主松平氏（一五万石）・奥州白川藩主松平氏（一二万石）の五家である。

まず、「常溜」⁽¹¹⁾といわれる最初の三家のうち、讃岐高松藩主松平頼儀の家督相続についてみよう。【史料二二】は、寛政四年一〇月一五日条の記事である。

【史料二二】

同（白書院）

（中略）

披露、退座、進物引、献上之御刀出、

重而出座、御刀差上候段、御取合申上

○それへ

御下段着座、御取合申上

○家柄之儀万端に心を付て

頼儀は、寛政四年九月一八日に老中戸田氏教の役宅で家督相続の申し渡しを受けた。⁽¹²⁾ その後、一〇月一五日に白書院下段之間でその御札を行つている。將軍の「家柄之儀万端に心を付て」という言葉に家格の高さをうかがうことができる。

つぎに参勤・暇の状況をみよう。【史料二三】は寛政四年四月一三日、

【史料二三】

【史料二四】は同年五月一日条の記事である。

四月十三日

御黒書院

参勤

上使

松平肥後守

披露、退座、進物引、重而出座

○夫江

御下段着座、御取合申上

○息そいそふに見へて 一段な

【史料二四】

御座間

なく、白書院で行われている。その理由は不明である。

披露 松平讚岐守

(三) 大広間席、その他の殿席

- それへ
- 在所への暇をやる、休息するやうに

御取合申上

- 鷹・馬を

披露 井伊掃部頭

- それへ
- 在所への暇をやる、休息する様に

御取合申上

- 鷹・馬を

【史料二五】は寛政六年三月一五日条、【史料二六】は寛政七年四月二八日条、【史料二七】は寛政七年九月一五日条の記事である。

【史料二五】

御黒書院

家督之御札

松平上総介

披露退座、進物引、献上之御刀出、重而出座、御刀差上候段、

御取合申上

- それへ

御下段着座、献上之御刀引之、御取合申上

○國中□^(之政)事向油断なふ心を付る様ニ

【史料二六】

御白書院

なお、他の溜之間詰、松山藩主松平氏と白川藩主松平氏の場合、暇については、「常溜」の三家と全く同じであるが、参勤の謁見は、黒書院では

参勤の謁見は、黒書院では、
○それへ
○在所への暇をやる、休息するやうに
○鷹・馬を

進物引、重而出座

披露 松平義一郎

○それへ

御下段御敷居之内着座、御取合申上

○國中之政事向ゆたんなふ心する様に

【史料二七】

御白書院

家督之御礼

披露 松平播磨守

進物引候而重而出座

○それへ

御下段着座、御取合申上

(中略)

家督之御札

披露 石川中務

b 一字・称号下賜

○それへ

【史料二五】の松平上総介は、三月八日に家督を継いだ備前岡山藩主池

田斉政、【史料二六】の松平義一(次)郎は、寛政三年七月二九日に家督を

継いだ元服前の長門萩藩主(のち毛利斉房)である。共に大広間席の国持大

名である。下段之間への着座、將軍が発した言葉とも同じであるが、謁見

した部屋が異なる。池田家は黒書院、毛利家は白書院である。理由は不明

であるが、將軍家との関係が影響を与えた可能性もある。

○それへ

御右之方着座、年寄共

御字折紙取渡、御一字・御称号被下

披露 鍋島伴太郎

幕府は、国持大名に対し、さまざまな特權を与えていた。その一つが、將軍の諱の一字と、松平の称号を下賜することである。この行事は、通常、国持大名の嫡子が元服するときに行われた。【史料二八】は、寛政七年一二月二二日条にみえる肥前佐賀藩主鍋島家の事例である。

【史料二八】

十一月廿二日

御黒書院

【史料二七】の松平播磨守頼説は、常陸府中藩主である。府中松平家は

水戸家の分家のため、禄高は二万石と少ないものの、殿席は大広間席である。官位は初官が四品、家督相続の翌年侍従に任命される家柄である。⁽¹⁴⁾ 実際、頼説は当時四品であつたが、翌寛政八年一二月一九日侍従に昇進している。こうした家柄のため、白書院下段之間に入つて、「目出たい」という言葉もかけられている。最後の石川中務総般は、常陸下館藩主、禄高二万石、殿席は雁之間詰である。この大名に対しては、「それへ」という言葉がかけられたのみである。

右にみたように、家督御札の際、將軍は大名の家柄に応じて、かける言葉を変えていた。とくに、国持大名に対する「國中之政事向ゆたんなふ心する様に」という言葉は、広い地域を支配する同大名の性格をよく表しているといえよう。

旨達、頂戴、退座、御次二而四品被 仰付候旨年寄共演達之
進物出候而出座

披露 松平左衛門佐
御馬一匹下

言上

○それへ

御取合申上退座、進物引重而出座

御右之方着座

御盃

御引渡

御捨土器

左衛門佐へも引渡出ス

御酌

御加

被 召上、御盃御銚子ニ載之、左衛門佐へ被下、頂戴之時

○道具を

此時御刀老中取渡、左衛門佐頂戴之、退座、御銚子入、重而刀

帶出、御礼申上、又退座、獻上之御刀出、左衛門佐出座、御刀

差上旨御取合申上、最前之所へ着座仕、御刀御引渡引、御礼御

取合申上

○目出たい

披露 松平肥前守

○それへ

佐賀藩主松平（鍋島）治茂の嫡子祥太郎は、二〇歳のとき将軍の御前で元

將軍の言葉に見る格式

服し、四品に叙されて、松平左衛門佐齊直と名乗ることになった。その行事は黒書院で行われた。将軍から盃と刀を下賜され、齊直は馬と刀を献上している。将軍の言葉は、「それへ」の他は「道具を」と「目出たい」のみである。行事ののち、藩主治茂も謁見し、「それへ」と声をかけられた。一字・称号下賜の状況を具体的に知ることができる。

c 官位御礼

大名は、官位に任命されたあと、将軍に御礼を行つてゐる。そこでは、どのような格差が生じていたのであろうか。具体的にみてみよう。【史料二九】

【史料二九】

御黒書院

任官之御礼

披露 松平加賀守

進物引、重而出座

○それへ

御下段御敷居之内着座、御礼、御取合申上

○一段な

少将之御礼

披露 藤堂和泉守

○それへ

侍従之御礼

披露 丹羽加賀守

○それへ

將軍の言葉に見る格式

官位之御札

大沢右京大夫

四品之御札

披露 稲葉丹後守

○それへ

官位之御札

松平飛驒守
溝口出雲守

内藤大和守

阿部駿河守

松平美作守

堀 近江守

d 参勤・暇

大名は、参勤交代の際、将軍からどのような言葉をかけられていたのであろうか。とくに、参勤と暇の違い、官位による違い、に注意を向けながらみてみよう。

(以下略)

官位の御札は、黒書院で行われた。冒頭の金沢藩主前田治脩は、一二月十五日、「奥」の御座之間で将軍から直接宰相(參議)に任命された。御札では、下段之間に入つて御目見えし、「一段な」という言葉もかけられている。

ところが、少将の藤堂高寛とそれ以下の者は、一二月一六日に老中から任命された⁽¹⁵⁾。その御札における格式は、三つに分れているといえよう。少将の藤堂高寛(伊勢津藩主)と侍従の丹羽長貴(陸奥二本松藩主)は一人ずつ謁見し、「それへ」と声をかけられた。従五位下侍従の大沢基之(高家見習)と四品の稻葉正謙(山城淀藩主)は二人で謁見し、同様に将軍から声をかけられている。しかし、松平利孝(前田、加賀大聖寺藩主)・溝口直侯(越後新発田

藩主)・内藤頼以(信濃高遠藩主)・阿部正常(正簡、上総佐貫藩主)・松平直嵩(出雲母里藩主)・堀直起(越後稚谷藩主)の六名の諸大夫は、集団で御目見えし、将軍から声もかけられていない。座席の順番は榎高順である。

つまり、金沢藩主前田氏は別格として、それ以外の官位の御札は、一人で謁見できる侍従以上、複数で謁見する四品、集団で御目見えする諸大夫の三つの格式があつたといえよう。しかし、将軍から言葉をかけられるのは四品以上である点が注意を要する。

【史料三〇】

御黒書院

参勤

上使

披露

松平陸奥守

○それへ

退座、進物引、重而出座

御下段着座、御取合申上、御機嫌相伺

○息さいそふに見へて一段な

披露

上使

松平伊予守

表1 参勤 寛政5年4月23日

番号	氏名	領地	殿席	官位
		石高		
1	松平陸奥守	陸奥仙台 625006余	大広間	少将
2	松平伊予守	松平越前守世子	大廊下	侍従
3	松平阿波守	阿波徳島 257900	大広間	侍従
4	立花左近将監	筑後柳川 119600	大広間	侍従
5	松平越後守	美作津山 50000	大広間	侍従
6	松平相模守	因幡鳥取 325000	大広間	侍従
7	細川越中守	肥後熊本 540000	大広間	侍従
8	松平大和守	武藏川越 150000	大広間	侍従
9	伊達大膳大夫	伊達遠江守世子	大広間	四品
10	松平出雲守	越中富山 100000	大広間	四品
11	中川修理大夫	豊後岡 70440	柳間	諸大夫
12	戸沢上総介	出羽新庄 68200	帝鑑間	諸大夫
13	松浦壱岐守	肥前平戸 61700	柳間	諸大夫
14	松平左兵衛佐	播磨明石 60000	柳間	諸大夫
15	津軽出羽守	陸奥弘前 46000	柳間	諸大夫
16	島津淡路守	日向佐土原 27070余	柳間	諸大夫
17	木下主計頭	豊後日出 25000	柳間	諸大夫
18	森右兵衛佐	播磨赤穂 20000	柳間	諸大夫
19	九鬼長門守	摂津三田 36000	柳間	諸大夫
	小出対馬守	丹波園部 26711	柳間	諸大夫
	織田出雲守	丹波柏原 20000	柳間	諸大夫
	久留島出雲守	豊後森 12500	柳間	諸大夫
	谷出羽守	丹波山家 10082余	柳間	諸大夫
	北条相模守	河内狭山 10000	柳間	諸大夫
	毛利讚岐守	長門清末 10000	柳間	諸大夫
	上杉駿河守	出羽米沢新田 10000	柳間	諸大夫

註 寛政5年「御意之振」、寛政6年「袖珍武鑑」(渡辺一郎編『徳川幕府大名・旗本役職武鑑』1巻〔柏書房、1967年〕所収)により作成。以下の表も同じ。

表2 参勤 寛政5年6月15日

番号	氏名	領地	殿席	官位
		石高		
1	酒井左衛門尉	出羽庄内鶴岡 140000	帝鑑間	四品
2	松平甲斐守	大和郡山 151280	帝鑑間	四品
3	牧野日向守	常陸笠間 80000	雁間	諸大夫
4	水野左近将監	肥前唐津 60000	雁間	諸大夫
5	小笠原佐渡守	陸奥棚倉 60000	帝鑑間	諸大夫
6	松平丹波守	信濃松本 60000	帝鑑間	諸大夫
7	松平伊賀守	信濃上田 53000	帝鑑間	諸大夫
8	有馬右兵衛佐	越前丸岡 50000	帝鑑間	諸大夫
9	西尾隱岐守	遠江横須賀 35000	帝鑑間	諸大夫
10	牧野佐渡守	丹後田辺 35000	雁間	諸大夫
11	松平壱岐守	伊予今治 35000	帝鑑間	諸大夫
12	植村出羽守	大和高取 25000	帝鑑間	諸大夫
13	大関伊予守	下野黒羽 18000	柳間	諸大夫
	松平丹後守	駿河小島 10000	菊間	諸大夫
	真田豊後守	真田右京大夫世子	帝鑑間	諸大夫

退座、進物引、重而出座

○それへ

御下段着座、御取合申上

○息さいそふに見へて一段な

(3~8略)

披露
伊達大膳大夫

○それへ

(4~12略)

同
松平甲斐守
同
牧野日向守

○それへ

○それへ

○それへ

○それへ

○それへ

(12~18略)

同
松平出雲守
中川修理大夫

(以下略)

大関伊予守
松平丹後守
真田豈後守

○それへ

(以下略)

表1と【史料三〇】によると、少将と侍従とでは差はあまりみられないが、侍従と四品との間で明確な差があることがわかる。少将と侍従は、「それへ」により黒書院下段之間に着座し、取り合わせののち、「息さいそふに見へて一段な」という言葉をかけられている。しかし、四品の伊達大膳大夫からは、「それへ」の言葉があつても下段之間に入れず、入側(縁頬)で御目見えしたものと思われる。しかも、それ以上の言葉はかけられない。

また注意すべきは、諸大夫のなかにも格差が設けられていたことである。すなわち、表1の19、九鬼長門守以下八名の大名と表2の13、大関伊予守など三名の大名は、集団で御目見えし、将軍から声をかけられていない。同じ諸大夫でありながら、何故こうした格差が生じているのか不明である。謁見の順番は、四品以上は先任順、諸大夫は石高順と思われるが、

で謁見する者より禄高の多い大名もいるので、今後の検討が必要である。ついで、暇のときの状況をみよう。表3は、寛政五年四月二五日条にみえる暇、表4は、同年六月一八日条にみえる暇間である。四月二五日には三二名の大名、六月一八日には二八名の大名が謁見している。こちらも、官位ごとに、将軍が発した言葉の実例をみよ

う。【史料三二】は四月二五日条、【史料三三】は六月一八日条を示す。

【史料三二】

御黒書院

御暇 上使
披露 松平豊後守

表3 暇 寛政5年4月25日

番号	氏名	領地	殿席	官位
		石高		
1	松平豊後守	薩摩鹿児島 770800	大廊下	中将
2	伊達遠江守	伊予宇和島 100000	大広間	少将
3	松平安芸守	安芸広島 426000余	大広間	少将
4	藤堂和泉守	伊勢津 323950	大広間	少将
5	松平出羽守	出雲松江 186000	大広間	侍従
6	上杉弾正大彌	出羽米沢 150000	大広間	侍従
7	佐竹右京大夫	出羽久保田 205800余	大広間	侍従
8	松平土佐守	土佐高知 242000	大広間	侍従
9	丹羽加賀守	陸奥二本松 100700	大広間	侍従
10	松平飛驒守	加賀大聖寺 70000	柳間	諸大夫
11	相馬因幡守	陸奥中村 60000	帝鑑間	諸大夫
	仙石越前守	但馬出石 58000余	柳間	諸大夫
	稻葉能登守	豊後白杵 50060余	柳間	諸大夫
	黒田甲斐守	筑前秋月 50000	柳間	諸大夫
	秋月山城守	日向高鍋 27000	柳間	諸大夫
	相良壱岐守	肥後人吉 22100余	柳間	諸大夫
	六郷佐渡守	出羽本庄 20021余	柳間	諸大夫
	毛利伊勢守	豊後佐伯 20000	柳間	諸大夫
12	鍋島甲斐守	肥前蓮池 52600余	柳間	諸大夫
	松平上野介	出雲広瀬 30000	帝鑑間	諸大夫
	田村左京大夫	陸奥一関 30000	柳間	諸大夫
	分部左京亮	近江大溝 20000余	柳間	諸大夫
	鍋島備前守	肥前鹿島 20000	柳間	諸大夫
	南部内蔵頭	陸奥八戸 20000	柳間	諸大夫
	岩城伊予守	出羽龟田 20000	柳間	諸大夫
	市橋下総守	近江仁正寺 18000余	柳間	諸大夫
13	松平縫殿頭	因幡新田 20000	柳間	諸大夫
	池田山城守	備前新田 15000	柳間	諸大夫
	建部内匠頭	播磨林田 10000	柳間	諸大夫
	織田筑前守	大和柳本 10000	柳間	諸大夫
	加藤出雲守	伊予新谷 10000	柳間	諸大夫
	一柳兵部少輔	伊予小松 10000	柳間	諸大夫

表4 暇 寛政5年6月18日

番号	氏名	領地	殿席	官位
		石高		
1	水野出羽守	駿河沼津 30000	雁間	侍従
2	戸田因幡守	下野宇都宮 77850	雁間	侍従
3	酒井修理大夫	若狭小浜 103558	雁間	四品
	榎原式部大輔	越後高田 150000	帝鑑間	四品
	松平下総守	伊勢桑名 100000	帝鑑間	(四品)
4	松平遠江守	攝津尼崎 40000	帝鑑間	諸大夫
	内藤能登守	日向延岡 70000	帝鑑間	諸大夫
	溝口出雲守	越後新発田 50000	柳間	諸大夫
	間部若狭守	越前西鯖江 50000	雁間	諸大夫
	土井能登守	越前大野 40000	雁間	諸大夫
	龜井隱岐守	石見津和野 40000	柳間	諸大夫
	内藤大和守	信濃高遠 33000	雁間	諸大夫
	松平駿河守	豊後杵築 32000	帝鑑間	諸大夫
	朽木隱岐守	丹波福知山 32000	雁間	諸大夫
	稻垣摶津守	志摩鳥羽 30000	帝鑑間	諸大夫
5	松平能登守	美濃岩村 30000	雁間	諸大夫
	諫訪因幡守	信濃高島 30000	帝鑑間	諸大夫
	加藤佐渡守	近江水口 25000	帝鑑間	諸大夫
	内藤右近将監	三河挙母 20000	帝鑑間	諸大夫
	本多豊後守	信濃飯山 20000	帝鑑間	諸大夫
	堀大和守	信濃飯田 20000	柳間	諸大夫
	本多伊予守	伊勢神戸 15000	帝鑑間	諸大夫
	牧野周防守	信濃小諸 15000	雁間	諸大夫
	大田原飛驒守	下野大田原 11400余	柳間	諸大夫
6	織田左近将監	出羽高畠 20000	柳間	諸大夫
	松平玄蕃頭	上野小幡 20000	帝鑑間	諸大夫
	細川長門守	常陸谷田部 16300余	柳間	諸大夫
	松平対馬守	三河奥殿 16000	菊間	諸大夫

○それへ

御下段着座、御取合申上

○ゆる／＼休息するやうに

御礼御取合申上

○馬を

同 上使
披露 伊達遠江守

○それへ

御下段着座、御取合申上

○ゆる／＼休息するやうに

御礼御取合申上

○馬を

(3・4略)

同 上使
披露 松平出羽守

○それへ

御下段着座、御取合申上

○ゆる／＼休息するやうに

御礼御取合申上

○馬を

(6～9略)

同

披露 松平飛驒守

○それへ

○在所への暇をやる、休息するやうに
重而出座、拝領物御礼申上時

同

相馬因幡守
仙石越前守
稻葉能登守
黒田甲斐守
秋月山城守
相良壹岐守
六郷佐渡守
毛利伊勢守

煩

鍋島甲斐守
松平上野介
田村左京大夫
分部左京亮
鍋島備前守
南部内蔵頭
岩城伊予守

○それへ
○いつれも在所への暇をやる、休息する様に
重而出座、拝領物御礼申上時、御意無之

同

披露
鍋島甲斐守
松平上野介
田村左京大夫
分部左京亮
鍋島備前守
南部内蔵頭
岩城伊予守

(市橋下總守

○それへ 両人とも出

○いつれも在所への暇をやる、休息する様に

○いつれも休息するやうに

御次二而御暇、拝領物申渡、出座、御取合申上

○馬を

重而出座、拝領物御礼申上時

同
松平縫殿頭
池田山城守

建部内匠頭
織田筑前守

披露
加藤出雲守

一柳兵部少輔
平野^(交代寄合)中務

煩
土井能登守
間部若狭守
溝口出雲守
土井能登守
龟井隱岐守
内藤大和守
松平駿河守
朽木隱岐守
稻垣攝津守

○いつれも休息するやうに
御次二而御暇、拝領物申渡、出座、御取合申上

【史料三三】

六月十八日 御黒書院

御暇

披露
水野出羽守

○それへ 不残罷出
○いつれも在所への暇をやる、休息する様に
重而出座、拝領物御礼申上時、御意無之

重而出座、拝領物御礼申上時、御意無之

松平能登守
諏訪因幡守

加藤佐渡守
内藤右近将監

本多豊後守
内藤右近将監

堀 大和守
本多伊予守

（2略）
（煩）
酒井修理大夫
榊原式部大輔
松平下総守

牧野周防守
大田原飛驒守

○それへ 不残罷出
○いつも在所への暇をやる、休息する様に

重而出座、拝領物御礼申上時、御意無之

織田左近将監

披露

松平玄蕃頭
細川長門守
松平対馬守
山崎^(交代)_主税助^(寄合)
松平^(交代)_主水^(寄合)

御次ニ而御暇、拝領物申渡、出座、御礼申上時

○いつも休息するやうに

表3と【史料三二】によれば、侍従と諸大夫との間で格差があつたことが判る。中将・少将・侍従は、「それへ」の言葉により黒書院下段之間に入つて將軍へ御目見えし、取り合わせののち、「ゆる／＼休息するやうに」と声をかけられた。正に、大名にとつて国許に帰ることは「休息」であつたといえよう。そして、上杉と佐竹を除き、馬を下賜されている。

これに対し、諸大夫の松平(前田)飛驒守は、「それへ」と声がかかつても下段之間には入れず、「ゆる／＼」という言葉もなく、將軍の言葉は「在所への暇をやる、休息するやうに」と命令口調であつた。さらに、相馬因幡守以下の諸大夫大名は、六〇八名ずつ三つのグループに分かれて謁見している。それぞれのグループ内は極高順であるが、三つに分れる理由は不明である。また、將軍の言葉も、最初のグループの「いつも在所へ

の暇をやる、休息する様に」に対し、あの二つのグループには「いつもも休息するやうに」のみであり、格差が認められる。その格差の理由も不明である。なお、二つのグループには「御次ニ而御暇」と記されていることにも注意する必要がある。黒書院の「御次」は西湖之間を指すものと思われる。すると、將軍が下段之間に立つ「立御」の御目見えが行われた可能性がある。この点の確認は今後の課題である。

表4と【史料三三】の冒頭にみえる水野出羽守(忠友)の官位は侍従であり、表3・【史料三三】の松平出羽守(治郷)と同じである。しかし、將軍が発した言葉は異なる。松平出羽守は下段之間に着座し、「ゆる／＼休息するやうに」と声がかかつたのに對し、水野出羽守は下段之間には入れず(その記載はない)、將軍の言葉は、「在所への暇をやる、休息するやうに」である。【史料三三】によると、この言葉は諸大夫に対するものと同じである。その違いは、どこから生じたものであろうか。考えられる理由は、家格の違いである。松平出羽守家は、大広間席の國持大名であり、極官は少将である。⁽¹⁶⁾対して水野出羽守は、元々七〇〇〇石の旗本の生まれであったが、一〇代將軍家治の側近として出頭し、側用人から老中、三万石の大名となり、天明八年(一七八八)に辞職した。つまり、水野が侍従になれたのは、老中格の側用人に就任したからである。⁽¹⁷⁾この点は、表4の水野につづく戸田因幡守(忠寛)も同じである。戸田家は元々諸大夫の家柄であったが、因幡守は大坂城代から京都所司代に就任したとき侍従に任官し、天明七年に退職している。⁽¹⁸⁾このように、水野・戸田両名の侍従任官は、家格ではなく、役職就任に伴うものであつた。以上のことは、將軍の言葉の基本は家格に基づいて決められていたことを示しているといえよう。

つぎの四品の酒井・榎原・松平は、先任順である（ただし、松平は「煩」）。

将軍の言葉は水野・戸田と同じであるが、馬を下賜されることが異なる。

（二）役職任命

これらの家は、四品以上に昇れる家格といえよう。以下の諸大夫は、三つのグループに分れる。基本的に、それぞれのグループ内では石高順であるが、最初のグループのみ異なる。すなわち、冒頭の松平遠江守（忠告）は、内藤の七万石、溝口・間部の五万石より低い四万石である。これは、『寛政重修諸家譜』の忠告の父忠名の項に「歳首御流の盃を賜ふの順列は五位の初に定めらる」とあるとおり、諸大夫の上席であつたためと思われる。

将軍の言葉からみれば、四月二五日（史料三一）の場合と同じく、「いつれも在所への暇をやる、休息する様に」と「いつれも休息するやうに」の二つのグループに分れる。かかる格差の理由は不明である。

参勤と暇のときの言葉を比べてみると、参勤の際はそつけなく、暇のときは丁寧であつたといえよう。参勤の際は、四品でさえ「それへ」のみであり、諸大夫の一部に対しても無言であつた。ところが、暇のときは、諸大夫に對してさえ、「いつれも休息するやうに」と声がかけられたのである。

四 幕臣に対する言葉

将軍は、幕臣に對してどのような言葉を発したのであろうか。ここでは、役職任命と遠国派遣・帰謁の際の言葉をみてみよう。

いわゆる御目見え以上とされる旗本役は、諸大夫役、布衣役、御目見え以上の役の三つの職階に分れていた。寛政期におけるそれぞれの職階の数は不明であるが、後年の天保一四〇弘化元年（一八四三—四四）頃の状況を示すとされる「天保年間諸役大概順」によれば、布衣役以上七七、布衣役以下御目見え以上の役が一〇五役収録されている。このうち、御目見え以上の役は「表」で老中が命じたが、布衣役以上の役は、将軍が直接任命したものである。いくつか実例をみよう。【史料三四】は寛政四年閏二月八日条、【史料三五】は寛政六年七月二十四日条、【史料三六】は同年九月一日条である。

【史料三四】

御座間

披露 久保田佐渡守

条、【史料三五】は寛政六年七月二十四日条、【史料三六】は同年九月一日条である。

【史料三四】

御座間

披露 久保田佐渡守

条、【史料三五】は寛政六年七月二十四日条、【史料三六】は同年九月一日条である。

【史料三四】

御座間

披露 久保田佐渡守

条、【史料三五】は寛政六年七月二十四日条、【史料三六】は同年九月一日条である。

○それへ

○神尾若狭守跡の西丸之留守居に言付る

御請申上

○言談して念を入れて勤い

披露 佐橋長門守

御請申上

○久保田佐渡守跡の勘定奉行に言付る

○それへ

○言談して念を入れて勤い

披露 深尾八太夫

奏者番など大名の諸大夫役と同じである。異なるのは、「それへ」と声がかかった際、大名役は下段之間の敷居際まで出られたのに對して、旗本役は入側(縁廻)の端から動けなかつたことである。

○それへ

○深津主水跡の徒頭に言付る

御請申上

○言談して念を入れて勤い

【史料三五】

七月廿四日 御座間

披露 白須甲斐守

○それへ

○側之者に云付る

御請申上

○云談して念を入れて勤い

【史料三六】

九月十一日 御座間

披露 蟹川相模守

○それへ

○敏次郎附小性組番頭格に云付る

御請申上

○幼年に付てハ、万事別而念を入れて勤い

旗本の布衣役以上については、「奥」の御座之間で将軍が直接面命した。

【史料三四】によれば、勘定奉行久保田政邦は西丸留守居に、日光奉行佐橋佳如は勘定奉行に、大番組頭深尾元方は徒頭に任命されている。⁽²¹⁾

将軍が発した言葉は同じである。「それへ」のあと、「——(前任者名)跡の

——(職名)に言付る」「言談して念を入れて勤い」と述べている。この言葉は、

御座間

(二) 遠国派遣・帰謁

幕臣は、さまざまなもの理由で地方へ派遣され、江戸に帰府すると将軍に謁見していた。そのときの将軍の言葉をみてみよう。【史料三七】は寛政四年二月一七日条、【史料三八】は同年閏二月一五日条、【史料三九】は同年四月八日条、【史料四〇】は同年五月一日条、【史料四一】は同年七月一日条を示す。

【史料三七】

(中略)

京都年始 御使帰

六角越前守

披露

【史料四〇】

(白書院)御勝手より

○日光十七日の名代を勤るやうに
御下段へ下り御礼、御取合申上退去

二条在番帰

堀田豊前守

本多肥後守

御上段江上り、御返答申上、御下段へ下り勾当内侍・両伝奏江
被下物御礼言上之、又少々下り御取合申上
○遠路骨を折た

右相済、女房之奉書御年寄共持出之

【史料三八】

(白書院)御勝手より

進物出、一人ツ、披露、退座、重而出座、一同罷出、御取合申上
○城内替る事もないか
○骨を折た
御請申上

大坂町奉行

披露 坂部十郎右衛門

両組頭

一人ツ、披露、不残罷出、御取合□□

○いつれも骨を折た

御次一同

大津惣代

御納戸構

両組大御番

【史料三九】

○念を入れて勤い
御普請罷越候
御取合申上

四月八日 五時被 召出

御座間

披露 中条山城守

【史料四一】

同 セかれとも

(白書院)御勝手より

大坂在番御暇

大番頭

披露

遠藤備前守

○是へ

御上段江上り

将軍の言葉に見る格式

御取合申上

○言談て念を入れて勤い

同

披露　兩組頭

不残罷出、御取合申上

松前志摩守在所江

被遣候付御暇　西丸御目付

披露　朝比奈次左衛門

御取合申上

○念を入れ

御納戸構

披露　兩組大御番

おわりに

○念を入れて勤い

同せかれともと披露

【史料三七】は、高家六角広孝が、天皇・上皇に対する年賀の使者を務めて帰府したとき、【史料三九】は、同じく高家の中条信敬が日光東照宮への代参使を勤めるよう命じられたときの謁見の状況を示す。共に御座之間の上段之間へ上がり、六角は天皇・上皇の返答を上申し、中条は四月一七日の名代を勤めるよう命じられている。将軍の座席である上段之間へ上がれたのは、詔を聞く、将軍の名代を命ずるためと思われる。

【史料三八】は、大坂町奉行坂部広高が現地へ赴任するときと、目付中川忠英が河川工事のため出張するときの御目見えを示す。⁽²⁴⁾とともに白書院で謁見し、将軍は「念を入れて勤い」と述べるのみである。「御勝手」は帝鑑

之間を指すものと思われる。また、【史料四〇】は、大番頭の堀田正穀組と本多忠可組が二条城在番を終えて帰府したとき、【史料四一】は、同じ大番頭の遠藤胤富組が大坂城在番を務めるため暇をもらつたときの謁見の状況を示す。謁見した場所も、大番頭は白書院下段之間下の入側縁頬⁽²⁵⁾、さらに将軍の言葉も、帰府の際、大番頭には「城内替る事もなきか、骨を折た」、組頭には「いつれも骨を折た」、番士には「骨を折た」と異なる。暇のとき、大番頭には「言談て念を入れて勤い」、組頭には「いつれも念を入れ勤い」、番士には「念を入れて勤い」となる。一般的に、将軍の言葉は、赴任・出張の際は「念を入れて勤い」、帰府の際は「骨を折た」であつたといえよう。

総じて将軍は、さまざまな行事の際、口数は少なかつた。寡黙が、威厳を保つ要素であったといえよう。そうしたなかで将軍は、相手の格式に応じて言葉を微妙に変えていた。なかでも、最も格式が高かつたのが日光門跡と御三家である。両者に対しては敬語が使われていた。応対する場も、「奥」の御座之間が多く、日光門跡は将軍と同じ上段之間、御三家は下段之間で謁見した。

御三家につぐのが、加賀金沢藩主前田氏である。前田氏には敬語は使われないものの、御座之間の下段之間に入ることができた。つづく溜之間詰は、暇のとき御座之間の縁頬で謁見した。暇の際の言葉も、前田氏への「ゆる／＼休息するやうに」に対し、「在所への暇をやる、休息するやう

に」と命令口調であった。

大広間席のなかでは、国持大名の格式が高かつたといえよう。御座之間へは入れなかつたものの、家督御札、参勤・暇御札とも、「奥」に近い黒書院で行われた。家督御札では、「國中之政事向ゆたんなふ心する様に」、参勤では「息さいそふに見へて一段な」、暇では「ゆる／＼休息するやうに」という言葉を将軍から受けた。

官位による格差も存在した。御三家や前田氏は、御座之間で将軍から直接任命された。しかし、他の大名は「表」の空間で老中から命じられた。

その御札は黒書院で行われ、侍従以上は一人で謁見し、将軍から「それへ」の言葉をかけられた。ところが、諸大夫は集団で御目見えし、声もかけられていない。参勤・暇の謁見の際も、侍従以上とそれ以下との間で明確な差があった。侍従以上は、黒書院下段之間に入つて謁見し、「息さいそふに見へて一段な」(参勤)、「ゆる／＼休息するやうに」(暇)と声をかけられたが、四品以下は下段之間に入れず、将軍の言葉も、「それへ」(参勤)、「在所への暇をやる、休息するやうに」、「いつれも休息するやうに」(暇)であつた。とくに参勤の場合、集団で謁見する諸大夫については、将軍は声もかけなかつたようである。国持大名が家督相続後侍従に任官するのは、大きな意味があつたといえよう。

役職就任者についても、官位の高低、そのあるなしに、将軍の言葉に影響を与えていた。通常、大名役では、老中と京都所司代は侍従、大坂城代は四品、若年寄以下は諸大夫である。旗本役は、諸大夫役・布衣役・御目見え以上の役に分かれる。将軍は、布衣役以上については御座之間で直接任命している。その際、大名役と旗本役では差がみられる。大名役は下段之間敷居際に出られるのに対し、旗本役は縁頬端に止まる。将軍の言葉

も、侍従の老中には「いく久しう勤るやうに」、四品の大坂城代には「万事心付て勤るやうに」、諸大夫の若年寄などには「云談して念を入れ勤い」となる。この点は、旗本の諸大夫役・布衣役も同じである。ことに老中には、下賜品も将軍自ら手渡すなど手厚く遇した。役職就任者についても、侍従以上とそれ以下では格差があつたといえよう。

しかし、老中を離れると、たとえ官位は侍従のままであっても、将軍の言葉は一般の大名並に扱われる。このことは、将軍の言葉の基本は家格に基づいて決められていたといえよう。

なお、残された課題として、とりあえず二点をあげておきたい。一点目は、大名が参勤・暇御札を行う際の、諸大夫のなかにみられる格差についてである。すでに表1～4と【史料三〇】～【史料三三】で示したとおり、同じ諸大夫でありながら、一人で謁見する者、集団で謁見する者の別がある。また、将軍がかける言葉にも違いが見られる。しかも、一つのグループにさまざまな殿席大名が交じっていることにも注意を要する。かかる格差はいかなる基準によるものか、解明する必要がある。二点目は、こうした儀式・行事における将軍の言葉が、いつ頃成立したのかという問題である。現存する最古の宝永二年(一七〇五)の「御意之振」⁽²⁷⁾によると、すでに將軍は同じような言葉を発しているので、少なくとも、五代將軍綱吉時代の後期には右のような言葉が成立していたものと思われる。このことは儀式の成立とも関わるだけに、いつまでさかのぼれるのか、究明する必要があ

註

- (1) 『史料纂集 太梁公日記 第二』(続群書類從完成会、二〇〇四年)六～七頁。
(2) 同右。

(3) この史料は、各年に行われた儀式・行事の際将軍が発した言葉を記録したものである。原題は、寛政四年と同五年は「御覺扣」、寛政六年と同七年は「御覺留」である。徳川宗家文書、個人蔵、徳川林政史研究所保管。

(4) 日光市史編さん委員会編『日光市史 中巻』(日光市、一九七九年)二九三～二九八頁。

(5) 宝暦一年「御意之振」(原題「御覺扣」)。所蔵先などは註(3)に同じ。

(6) このときの式の状況は、国立公文書館蔵「江戸幕府日記」の宝暦一年八月一九日条にも詳しく記されている。

(7) 註(6)に同じ。

(8) 殿席については松尾美恵子「大名の殿席と家格」(徳川林政史研究所研究紀要)昭和五五年度、一九八一年)、同「近世大名制の成立」(学習院史学)

三三、一九九五年)を参照。また官位についての業績は多いが、とりあえず代表的なものとして橋本政宣編『近世武家官位の研究』(続群書類従完成会、一九九九年)をあげておきたい。

(9) 渡辺一郎編『徳川幕府大名・旗本役職武鑑』一巻(柏書房、一九六七年)所収。

(10) 「新訂寛政重修諸家譜」二巻(続群書類従完成会、一九八三年)三五二頁。同書には、「天明四年九月十五日重豪嘗にのぼるのとき、今よりのち大廊下の末の間にいる事をゆるされ、十二月二十八日五節句八朔は白書院、月次は黒書院に置いて拜謁すべきむねおほせをかうぶる。これ將軍家の御ゆかりたるによりてなり。」と記されている。

(11) 野口浩子「大名殿席『溜詰』の基礎的考察」(彦根城博物館研究紀要)一二、二〇〇一年)。

(12) 国立公文書館蔵「江戸幕府日記」の同日条。

(13) たとえば、【史料二五】にみえる松平(池田)上総介は国立国会図書館蔵「年録」の寛政六年三月八日条によると「白書院縁頬」、【史料二六】にみえる松平(毛利)義一郎(三歳のため名代)は国立公文書館蔵「江戸幕府日記」の同三年七月二九日条によれば老中の役宅、【史料二七】にみえる松平播磨守(養子兵部大輔)は同「年録」の同七年九月一〇日条によると「波之間」、同じく石川中務は同「年録」の同年同月五日条によると「芙蓉間」において、それぞれ老中から申し

渡されている。大名の家格によって、申し渡す部屋が異なっている点、注意を要する。

(14) 橋本政宣「近世の武家官位」(註(8)の橋本編書所収)。

(15) 国立国会図書館蔵「年録」の寛政四年一二月一六日条。この行事は、白書院縁頬において、老中列座のうえ、戸田氏教から申し渡された。なお、諸大夫の任命については、若年寄が侍座している。

(16) 註(14)の橋本論文。

(17) 註(10)の六巻五八～五九頁。

(18) 註(10)の一四巻三三七～三三八頁。

(19) 註(10)の一巻三六頁。

(20) 財団法人尾張徳川黎明会編『徳川礼典録』(一九四〇年同財団刊、一九八一年)に原書房から復刻再販)下巻所収。

(21) 『続徳川実紀』一篇(吉川弘文館、一九六六年)一七八頁。

(22) 同右、二五四頁。

(23) 同右、二一五・二二六・二二三三頁。

(24) 同右、一七八頁。

(25) 同右、一八七頁。

(26) 深井雅海「日本近世の歴史3 綱吉と吉宗」(吉川弘文館、二〇一二年)二七三～二七六頁。

(27) 夏目琢史「御意之振」にみる綱吉の政治と朝幕関係(財団法人徳川記念財団・東京都江戸東京博物館編集図録『將軍綱吉と元禄の世—泰平のなかの転換』財団法人徳川記念財団、二〇〇九年)に全文が翻刻されている。

〔付記〕

本論文は、徳川記念財団の研究員と当研究所の非常勤研究員・研究生による徳川宗家文書勉強会の翻刻成果に基づいている。また、史料の利用にあたっては、徳川記念財団理事長徳川恒孝氏に特別のご配慮をいただいた。記して謝意を申し上げる。次第である。